

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に  
当たるときは、  
翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 指定老人訪問看護事業者の指定 (医務課)
- ◇ 公 告 土地改良事業の認可 (農村整備課)
- ◇ 公 告 第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況 (中小企業課)
- ◇ 正 誤 平成四年十月鳥取県告示第八百二十二号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第八百十九号

老人保健法 (昭和五十七年法律第八十号) 第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、平成五年九月二十八日付けで指定老人訪問看護事業者の指定をしたので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成五年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 指定老人訪問看護事業者の名称

医療法人社団キマチ外科・整形外科医院

#### 二 指定老人訪問看護事業者の主たる事務所の所在地

西伯郡名和町大字富長七五五―五

#### 三 老人訪問看護ステーションの名称

サンライズ訪問看護ステーション

#### 四 老人訪問看護ステーションの所在地

西伯郡名和町大字富長七五五―五

### 鳥取県告示第八百二十号

土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、気高町が行う土地改良事業 (農林業地域改善対策事業夏ヶ谷地区区画整理) を平成五年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成五年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公 告

平成5年度第2四半期（7月～9月）内の第2種大規模小売店舗の新設及び種別変更に係る出店調整処理状況を次のとおり公表する。

平成5年10月22日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 平成5年度第2四半期内に「出店調整」の処理手続が終了した案件の出店調整の処理期間別件数

処理期間	3月以内のもの	3月を超え6月以内のもの	6月を超え9月以内のもの	9月を超え12月以内のもの	合 計
件 数	0	1	0	0	1

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出（以下「法3条等届出」という。）がされた日から地元説明終了の日まで
- 2 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出（以下「法5

条等届出」という。）がされた日から法第7条第1項の規定による届出を行った日（届出を行わない場合は、同項の期間が満了する日）まで

2 平成5年9月30日現在の出店調整の処理状況別件数

処理状況	法3条等届出以後地元説明終了以前のもの	法5条等届出以後鳥取県大規模小売店舗審議会の意見聴取終了以前のもの	意見集約中鳥取県大規模小売店舗審議会で審議中のもの	合 計		
件 数	0	1	2	1	0	4

正 誤

平成四年十月鳥取県告示第八百二十二号（保安林の指定予定について）中次の箇所にて誤りがあったので、訂正する。

頁 数	取 行 誤	正
六	上	字「家」空
七	下	字「家」空